

メアリ・ウルストンクラフトは『キャビネット』に寄稿したか?〈前〉

——一七九〇年代イギリスの急進主義・慈善論・非国教徒サークル——

梅 垣 千 尋

はじめに

本稿が取り組むのは、メアリ・ウルストンクラフト (Mary Wollstonecraft, 1759-97) が定期刊行誌『キャビネット』に寄稿したかもしれないという、いささか謎めいた事実関係の解明である。周知のようにウルストンクラフトは、「西洋フェミニズムの創始者、または先駆者」として知られる女性であり、一方の『キャビネット』は、かの

歴史家 E・P・トムスンに、「この時代の準ジャコバンの知的出版物のうちで最も印象的なもの」と言わしめた急進的な雑誌である⁽¹⁾⁽²⁾。

ウルストンクラフトに関しては、もっぱらフェミニズムの関心に動機づけられた数多くの先行研究があるが、彼女

の著述活動を同時代のイギリス急進主義の展開と関わらせて論じた歴史研究はあまり見られない⁽³⁾。一七九四年から九五年にかけて地方都市ノリッジで出版された『キャビネット』については、イギリスでさえ本格的な研究は始まったばかりである⁽⁴⁾。この両者の関連性という問題は、こうした研究の空白部分に位置づけうる。

ウルストンクラフトが『キャビネット』に寄稿した可能性をはじめて示唆したのは、一九九三年以来、ノリッジの若き急進派による書簡の編集、出版作業 (『パティソン・プロジェクト』) にあたっていた P・J・コーフィールドである⁽⁵⁾。彼女は、ミシガン大学図書館が所蔵する『キャビネット』のフライリーフに手書きで記された各記事の執筆者名の中に、ほかならぬ「ウルストンクラフト Mrs Wool-

stonecraft (sic)」の文字を発見した。もしもこの書き込みが信用に足るとすれば、ウルストンクラフトは、「L. R.」という署名で「公的慈善について」という記事を『キャビネット』に寄せていることになる。果たしてこれは、彼女のテキストにまつわる新事実なのであるうか?

これまでのところ、コーフィールドが示しているのは簡単な事実関係にとどまり、立ち入った分析はいまだ行われていない。そこで、本稿は次のような検討を行うことによって、表題の疑問に可能な限り答えようとする。すなわち、一でウルストンクラフトの執筆活動と『キャビネット』に関する基本的事柄を確認した後、二で彼女のテキストと「L. R.」のそれとを比較検討し、三で彼女と『キャビネット』とをつなぐ人的結合関係について考察する。

ただし、本稿の目的がこの寄稿事実の有無の論証だけではない点は、あらかじめ断っておくべきであろう。以下の謎解きの過程で照らし出されるのは、一七九〇年代のイギリスにおける急進主義の担い手の姿であり、慈善をめぐる議論の一端であり、また、出版活動や協会活動をもとにした非国教徒の社交の様子である。『キャビネット』という周縁的にも思われる雑誌の寄稿問題からは、平板な理解に

とどまらない立体的なウルストンクラフト像と、彼女を取り巻く歴史の大きな流れが見えてくるであろう。

一 謎解きの手がかり

——ウルストンクラフトと『キャビネット』

(一) ウルストンクラフトは、今でこそ『女性の権利の擁護』(一七九二年)の著者として一定の知名度を得ているが、その著作が本格的研究の対象となったのは、英語圏でもここ数十年のことに過ぎない。主著以外の作品に関しては、今なおその存在を広く知られていないと言(6)い難い。だが、彼女が約一〇年間の文筆生活の中でたずさわったのは、多種多様な著述活動である。農業、商業的投機に手を出すうちに家族を没落の危機に追いやる父親をもった彼女は、金銭的收入を得るためにペンを握った著述家にはかならなかった。(7)彼女が手がけたのは、政治パンフレット、小説、児童書、歴史書、旅行記の執筆のほか、フランス語およびドイツ語の翻訳、名文精選集の編集、書評雑誌への寄稿にまで及んでいる。

こうした雑多とも言える彼女のテキストは、一九八九年

に刊行されたJ・トッドとM・バトラー編の著作集(全七巻)によってはじめて容易に入手可能となった。初期の作品には匿名や偽名が用いられているものもあるが、書簡や回想記などから、彼女の書物を特定することはできる。たとえば、名文精選集『女性読本』(一七八九年)の表題には、「演説術の教師、ミスター・クレスウィック」との編者名が記されているが、これが彼女の編であることは、夫のウィリアム・ゴドウィン (William Godwin, 1756-1836) や出版者のジョウジフ・ジョンソン (Joseph Johnson, 1738-1809) の証言によって裏づけられている⁽⁸⁾。

だが、単著での書物に比べて厄介なのは、寄稿記事の特定作業である。彼女が書評雑誌『アナリティカル・レビュー』と文芸雑誌『マンスリー・マガジン』に寄稿したことはすでに確認されている。後者に掲載された随筆は、ゴドウィンが一七八八年の遺稿集に含めている。しかし、その一方で、前者の寄稿記事の裏づけは困難を極める。

『アナリティカル・レビュー』は、ジョンソンがスコットランド出身の若き医学者トマス・クリステイ (Thomas Christie, 1761-96) とともに、一七八八年に共同創刊した月刊誌であり、ウルストンクラフトは、その専属の書評執

筆者として本格的な文筆生活を開始した。『人間の権利の擁護』(一七九〇年) 出版までの約三年間、無名の彼女が「才能を萎縮させ」るほど「絶え間なく」大量の書評を手がけたであろうことは、ゴドウィンが自らの経験と重ねて語る通りである⁽¹¹⁾。当時の雑誌の常として、『アナリティカル・レビュー』には寄稿者の実名が記されず、記事には末尾にイニシャルしか付されていない。彼女の書評記事をめぐって、伝記作家の間で長らく意見の一致を見なかったのは、こうした事情による。著作集の編者は、最終的にR・ウォードルの結論に従い、「M」「W」「T」が付された記事を彼女のものとしている。だが、彼女以外の人物がこれらのイニシャルを使った可能性、そして、彼女が他のイニシャルを用いた可能性が十分に存在することは、編者も自ら認めている⁽¹³⁾。

このように、彼女の雑誌記事は、その寄稿先が明らかな場合でさえ、特定することが難しい。だが、編者のトッドも指摘するように、文筆で生計を立てたウルストンクラフトのような著述家が、複数の雑誌や新聞へ寄稿するのは、ごく当然のことであったと考えられる。本稿で扱う『キャビネット』の寄稿問題は、彼女のこうした著述活動の性格

を踏まえた上で検討されなければならない。では、問題となる『キャビネット』とはどのような雑誌であったのか。

(二) 地方都市ノリッジ

この雑誌は、出版地であるノリッジに深く根ざしていた。したがって、まずはこの地方都市の特徴を確認しておこう。イングランドの十八世紀は、産業の発展に伴う都市の成長を見た時代であったが、その中で相対的地位の低下を経験した最大の都市がノリッジであった。ノリッジは繊維工業の中心地として、一七〇〇年にはロンドンに次ぐ約三万の人口を誇ったが、世紀後半の数十年のうちに、海外市場の喪失とヨークシャー工業の台頭によって、都市の梳毛織布工業は競争力を失い、人口は下降線を辿っていた。⁽¹⁵⁾国内での経済的優位が揺らぐ中、独自の熟練技術に支えられた「自恃」の精神的伝統をもつ職人たちは不満を高め、フランス革命勃発後の一七九〇年代には、それが政治的急進主義として表現されるに至った——ノリッジが「ジャコバン・シティ」と呼ばれる所以である。⁽¹⁷⁾

もちろん、こうした説明だけでノリッジの「急進性」を語ることは慎重になるべきかもしれない。ある都市に何

らかの「精神」が宿るとする見方は、その都市内部の葛藤や緊張を見過ぐすことにもなりかねないからである。⁽¹⁹⁾だが、少なくとも九三年二月の対仏戦争の開始後、反戦感情の強さという点で、ノリッジに際立った「体制不服従」的特色が見られることは注目されてよい。下院への戦争停止の請願は、保守派の団体からも寄せられ、小ピット内閣の軍事大臣ウィリアム・ウィンダムは、九六年の選挙で敗北を喫した。⁽¹⁹⁾こうした顕著な反戦の意志は、この都市の富が海外貿易によってもたらされていたことと無関係ではない。上質な織物製品の生産地であるノリッジにとって、オランダ、スペイン、イタリアといった大陸諸国は重要な顧客であり、戦争は商品販路上の大きな障害を意味した。⁽²⁰⁾

そしてもう一点、ノリッジの特殊性としてしばしば指摘されるのが、非国教徒の影響力の強さである。⁽²¹⁾周知のように、名譽革命体制においては、一六六一年の自治体法と七三年の審査法が依然として残され、八九年の寛容法も不完全なものにとどまったため、非国教徒は公職から締め出されていた。しかし、だからといって、彼らが都市の経済、文化活動から排除されていたわけではない。複数の地方史研究が明らかにしているように、十八世紀後半から十九世

紀にかけて、非国教徒の多くは任意団体オプショナル・ソサエティに加わり、病院や日曜学校の設立といった都市の公的事業にむしろ積極的に関与していた。⁽²³⁾

こうした全般的傾向を見渡せば、ノリッジに他の都市を凌ぐ強力な「非国教会的伝統」があったと断言することは難しいかもしれない。だがしかし、ノリッジが法人格をもつ自治都市であった点、つまり、パーミinghamやマンチェスターのような新興大都市とは異なり、自治体の行政形態を独自に決定することのできる都市であった点は重要である。都市内の正規市民フルタイム・シティズンの支持を受けて、非国教徒が自治体の役職につくことも稀ではなく、中には一八二八年の自治体法の廃止を待たずして、市参事会員、さらには市長になる者もいたという。⁽²³⁾ こうした有力かつ裕福な非国教徒は、すでに一七五〇年代には独自に「オクタゴン・チャペル」という豪華な礼拝堂をつくり、この場を社交の拠点として強固な人的ネットワークを形成していた。⁽²⁴⁾ ノリッジの非国教徒が主観的に「迫害の歴史」を背負っていたことに変わりはないが、とはいえ、彼らは他の大都市と較べても、より安定した経済的、政治的、文化的地位を確立していたと言ってよい。

(二) ノリッジと『キャビネット』

さて、ノリッジで出版された『キャビネット』は、その体制批判的な姿勢ゆえに、同時代人からも「ジャコパンの」ないし「民主主義的」——十八世紀末において、この言葉が否定的響きをもったことは言うまでもない——と形容された雑誌である。⁽²⁵⁾ 事実、九五年に出版された収録版の表紙には、挑発的にも、鏃に自由の帽子を頂いた槍が描かれている。だが、そうした自己表象にもかかわらず、この雑誌は、決してイギリス版サン・キュロットによるものではなかった。何より、その正式な題名には、『ジェントルマンたちのソサエティによる』という言葉がある。

この「ソサエティ」で中心的役割を果たしたとされるのは、チャールズ・マーシュ (Charles Marsh, 1774-1835) トマス・S・ノーゲート (Thomas Starling Norgate, 1772-1859) ジョン・ピッチフォード (John Pitchford, 1772/3-1839) ウィリアム・ヤングマン (William Youngman, d.1836) の四人——いずれも九四年当時、二〇歳前半の若者たちである。⁽²⁷⁾ マーシュの父はユニテリアンの製造業者、ノーゲートの父は非国教徒の外科医で、市参事会員として自治体内政治に深く関わった人物であった。

ピッチフォードはカトリックの医者の子、ヤングマンは独立派の教会に属しており、明らかに四人とも国教徒ではない。マーシユはケンブリッジに入学するものの、おそらく信仰上の理由で卒業せず、ノーゲートは当時ロンドンに新設されたばかりの非国教徒アカデミー、ハックニー・カレッジに学んでいる。雑誌の創刊当時、二人はロンドンのリンカーンズ・インで法廷弁護士を志しており、後に——本稿で扱う時代からは外れるが——マーシユはインドへの赴任を経て下院議員にまでのぼりつめる。また、ピッチフォードは菓の卸売商、ヤングマンはワイン商として商工業の道で成功している。つまり、彼らは専門職ミドルクラスと呼ばれるようになる階層の紛れもない一員であった。十七世紀末から十八世紀にかけて「ジェントルマン」の定義が拡大したことを考えれば、その社会的呼称を彼らが用いたとしても何ら驚くにあたらない。

彼らが『キャビネット』出版に至った事情については三(二)で詳述するため、ここではさしあたり、出版の形式的な点にだけ触れておく。『キャビネット』はノリッジのJ・マーチを出版元として、八つ折版サイズで二週間に一度のペースで刊行された。実際に出版された期間はわずか

一年にも満たないものの、全号を集めた収録版は合計三巻、一千頁にも及ぶ。筆者の知る限り、分冊のかたちをとったものは現存しないため、正確に各号のテキストを特定することはできないが、おおよその計算では、毎号四十前後の頁数であったと考えられる。値段は各号につき六ペンス——当時、最も売れたとされるトマス・ペインの『人間の権利』廉価版と同価格であることを考えると、定期刊行物としてはやや高めである。合計一三一点にものぼる掲載作品の多くは、政治的題材を哲学的あるいは歴史的に扱った硬質な論文であるが、中には明らかに政治色の薄い韻文も含まれている。⁽³²⁾ただ、内容や形式に多少のバラつきがあるとしても、巻頭文をはじめ、掲載された文章には随所に「反戦」と「改革」の訴えを見出すことができる。

こうして見ると『キャビネット』は、一定の経済力と政治力を手にした非国教徒の「ジェントルマン」たちが、「急進的」とも言える姿勢で政府に批判的でありえたノリッジという都市の特徴を映し出す雑誌であったと言える。

(四) 『キャビネット』寄稿者を示す史料

では、なぜ『キャビネット』への寄稿者としてウルスト

ンクラフトの名前があがったのか。再びコーフィールドの示した史料の検討に戻ろう。

『アナリティカル・レビュー』と同様、『キャビネット』も、寄稿記事にはイニシャルか筆名しか付されていないため、書かれたテキストのみから執筆者を割り出すことは不可能である。コーフィールドによれば、それを特定する手がかりとしては、①ミシガン大学図書館所蔵の収録版、②ノリッジ・パブリック・ライブラリに所蔵されていた収録版、③「パティソン・プロジェクト」で公開されたトマス・アミヨ (Thomas Amyot, 1775-1850) からウィリアム・パティソン (William Patisson, 1775-1848) 宛ての書簡という三つの史料がある。⁽³⁵⁾

冒頭で述べたように、「L. R.」をウルストンクラフトの筆名とする書き込みが見つかったのは、①の史料である。一九三二年の時点でW・グレームが明らかにしたところによれば、もともとこの収録版は、ノリッジの有力な非国教徒で、前述のオクタゴン・チャペルの執事を長く務めたジョン・テイラー (John Taylor, 1750-1826) の息子 (R またはA・テイラー) が所有しており、寄稿者に関する書き込みは、所有者本人の手によるという。⁽³⁴⁾ ここで注意を引

くのは、①の書き込みに、J・テイラーその人と、その妻スザンナの親友、アメリア・アルダーソン (Amelia Alderson, 1769-1853) についての情報が含まれている点である。⁽³⁵⁾ テイラーとアルダーソンが実際にこの雑誌に寄稿していたことは確認されている。⁽³⁶⁾ つまり、ここから推測できるのは、テイラーの息子が、父母をはじめとする『キャビネット』に極めて近い人物の情報をもとにして、寄稿者に関する書き込みをした事実である。

加えて指摘しておきたいのは、①の書き込みの内容の大部分が、他の史料で得られる情報と合致する点である。①は「N」というアルダーソンの筆名以外にも、たとえば「L」をノーゲート、「X」をマーシュ、「Y」をピッチフォードのものとしているが、②と③もこれと同じ名前を割り出している。⁽³⁷⁾

②の書き込みを行った人物は不明であるが、その保管先のノリッジ・パブリック・ライブラリ自体が、先述のJ・テイラーとその母方の又従兄弟、フィリップ・M・マーティノーによって一七八四年に共同設立されたものであることは注目されてよい。⁽³⁸⁾ ②の史料がテイラーの周辺人物、ことによると、何らかのかたちで『キャビネット』の出版

に直接関わった人物からの寄贈であった可能性も十分に考えられるからである。事実、パブリック・ライブラリの役員とオクタゴン・チャペルの関係者の間には、かなりの重複が見られ、さらにオクタゴン・チャペルの複数の会衆は、『キャビネット』への寄稿者でもあった⁽⁴⁰⁾。

一方、③を書いたアミヨもまた、『キャビネット』関係者のネットワークからそう遠くない人物であった。彼はこの雑誌の政治的傾向には冷淡であったが、その寄稿者に關する自らの推理には相当の自信をもっている⁽⁴¹⁾。実際、彼はそこで中心的役割を担っていたマーシュを直接に知っており、周辺の人脈についても、正確かつ詳細な情報を持ち合わせていた⁽⁴²⁾。そして、さらに見過ごすことができないのは、アミヨが手紙を宛てた友人バティソン、そしてヘンリー・C・ロビンソン(Henry Crabb Robinson, 1775-1867)が、ともに後になって『キャビネット』に論文を寄稿している点である。

すなわち、これらの事実関係から確認できるのは、②と③の史料が、ともに『キャビネット』関係者との距離の近さという点で、かなりの高い信頼性をもつことである。そして、そのことの結果として、これらとほぼ同様の寄稿者

リストを示すことのできた①もまた、史料としての信憑性は決して低くはないと言って差し支えないであろう。

では、「L. R.」とは本来にウルストンクラフトなのだろうか。次節では、分析の対象をテキストに絞って、謎解き作業を進めたい。

二 「慈善」をめぐる諸問題

——テキストにおける共通点

(一) L. R. の慈善批判

『キャビネット』に掲載された「L. R.」の論文「公的慈善について」は、既存の慈善活動の批判を主たる目的としている。以下、まずはその内容を見ていこう。

L. R. は、政府の役割に関する考察から議論を始める。政府の第一の目的は、全市民に「彼自身の勤勞によって、

彼とその家族のための十分な生活手段を確保」させ、「慈善愛の手から差し伸べられるあらゆる援助に頼る必要性を締め出す」ことにある⁽⁴³⁾。私的な慈善には常に「不確実性」が

伴うため、教育や福祉は「政府それ自体によって設立され、支えられた諸制度」によって担われなければならない。L. R. は、「慈善などというものは存在すべきではないと考え

る」とさえ明言している。⁽⁴⁴⁾

だが、現状の社会はいまだそのような段階にないため、さしあたり、既存の慈善活動の改善が目指されなければならない。現状の慈善の問題点は、L. R. の見るところ、「そこから得られる利点が特定の人物によってのみ獲得しうるものであり、それを必要としているすべての者たちによって得られない」点にある。ここで批判の対象となるのは、より正確には「慈善信託 endowed charities」と呼ばれる慈善形態である。⁽⁴⁵⁾「一般寄付」による慈善は、「その多くが望ましい運営とは程遠い」ものの、同じ批判があてはまるとは限らない。⁽⁴⁶⁾

L. R. は具体的に、高齢者向けの救護施設と、児童の教育施設からなる四つの慈善事業を取り上げ、これらの運営方法の問題を粗上に載せる。特に不当とされるのは、これらの事業が、創設者の意志とは無関係に、受託者である理事によって恣意的に運営されている点である。理事の構成は極めて排他的であり、欠員の補充には身内の者か、さもなくば正規市民やその家族が優先されるため、慈善活動は「単なる選挙仕事」に成り果てる。ここで指摘されているのは、慈善信託の理事選出が、下院選挙における賄略的性

格をもつ事実である。⁽⁴⁷⁾

L. R. によれば、こうした腐敗を改善するには、「普通選挙」の導入が重要な意味をもつ。「というのも、もしもすべての人間が平等な投票者であれば、誰もその〔選挙運動の〕ために特別に雇員されることはないからである。」しかし、同時にL. R. は、慈善が理事の利己性に基礎を置く限り、普通選挙によってさえ、害悪は根絶されないと述べている。⁽⁴⁸⁾

L. R. は、こうした理事の不正を「詐欺」と罵って憚らない。だが、その言葉の「過酷」さに反して、この論文は比較的穏健な物言いで締めくくられる。すなわち、この論文の「目的は、この王国の人びとに、数多くの抑圧に関する十分な調査と、その抑圧にたいする、断固としてはいるが平和的な抵抗を呼びかけること」にあった、と。⁽⁴⁹⁾L. R. は、現行の慈善活動に見られるような「堪え難い腐敗」が取り除かれるためには、まずもってその問題点が周知されなければならないと考えていた。

では、こうしたL. R. の主張と、ウルストンクラフトの著作との間には、どれほどの類似性、あるいは相違があるのか。以上で見てきたように、L. R. の論文には、慈善の

批判はもちろん、それに付随して、政府による保護の役割、選挙制度の改革、腐敗の除去といった論点が含まれている。そこで以下、それぞれの点について、L. R. の見解とウルストンクラフトのそれとを比較検討してみたい。

(二) ウルストンクラフトの慈善観

ウルストンクラフト自身の慈善観が最もまとまったかたちで示されているのは、『北欧旅行記』(一七九五年)後半部の手紙である。北欧三国への旅行を終えたウルストンクラフトは、イングランドにおける慈善のあり方を次のように論じる。

現在では、国家の富の蓄積は貧民の苦勞を増やすばかりですし、施しが奨励されてたいへんなブームになっているのとは裏腹に、その富の蓄積は金持ちの心を頑なにしています。／＼ご存知の通り、私は常に慈善と呼ばれるものを敵視してきました。なぜなら、こうして自らの原罪を覆い隠そうとする臆病な偽善者たちは、正義を冒涇しており、その結果、神人を気取るうちに自分たちが人間であることを忘れてしまうからです。

……そういう者たちの慈愛とは、単に隠れ糞をかぶった暴政に過ぎません。彼らは、最も役立たずな者たちを最も奴隸的であるがために助け、彼らが媚びへつらうのに応じて彼らのことを困窮者たちだと言うのです。⁽⁵⁰⁾

L. R. と同様、ここでウルストンクラフトは、現状の慈善活動のあり方を強く批判している。だが、彼女は必ずしも慈善一般を否定しているわけではない。エドモンド・バークへの反論として書かれた『人間の権利の擁護』ですでに述べられていたように、彼女の理解する「慈善とは、恩着せがましい態度で施しを与えることではなく、正義と人間愛にたいする敬意にもとづいた、善き行いや相互の恩恵の交流」であった。⁽⁵¹⁾ この慈善観は、明らかに平等主義的キリスト教思想の影響下に置かれている。だが、神の望むような慈善は、彼女の見るところ、「財産という鉄の手によって握りつぶされて」いた。⁽⁵²⁾ 彼女は、バークのような論者の擁護する世襲財産制が存続する限り、慈善は欺瞞的なものにしかならないと考えていた。

『女性の権利の擁護』には、貧民女性の状態を論じた箇所、やや別の角度からの慈善批判も見られる。売春婦の

増加という問題に触れて、彼女は「保護施設や売春婦更生院は、こうした悪弊の適切な改善策ではない。この世界に欠如しているのは、正義であって慈善ではない!」⁽⁵³⁾と言う。彼女によれば、女性を売春に追いやったのは、女子教育の欠陥や女性に関する誤った社会通念にほかならず、売春婦の改悛を目的とした慈善事業は、皮相な解決策を示すものでしかない。

さらに、『女性の虐待』(一七九七年)に登場する下層階級女性ジェマイマの物語には、慈善の裏にある残酷性も描かれている。この小説の中で、彼女を「純粹な慈善心」から雇ったと語る女主人は、夫の強姦の事実を知ると、その被害者であるはずのジェマイマにすべての罪を負わせる⁽⁵⁴⁾。負傷したジェマイマは、「身寄りのない者たちを受け入れるため」と言って基金を受けていた endow⁽⁵⁵⁾ 病院を頼るが、入院するのに十分な金を支払えず、完治を待たずして追い出される。こうした物語の後で、ウルストンクラフトは、次のことをヒロインの恋人に語らせている。「金持ちが富の一部だけでなく、もっと他のものを差し出すようになるまで、困窮した人たちが必要とするものに時間と注意を払うようになるまで、金持ちに慈善を自慢させてはなら

ない」⁽⁵⁶⁾。

これらの言明からは、L. R. と同様、ウルストンクラフトが既存の慈善のあり方に批判的な姿勢を貫いていたことが確認できる。とりわけ、慈善を施す側の利己的な思惑を強調する点、批判の具体的対象として「信託による」病院を取り上げている点で、ウルストンクラフトに L. R. との共通性が見られることは注目されてよい。

(二) 政府の「保護」

だが、すでに述べた通り、L. R. にとって問われるべきなのは、慈善の実態そのものというよりも、慈善を必要とするような社会の状況であった。L. R. によれば、国家には「自らを維持できなくなった市民たちの面倒を見る」義務がある。つまり、政府は「若い頃に務めを果たした正直で働き者の労働者や機械工を、その晩年に他の者たちの慈愛という当てにならない依存状態に留めない」ようにしなければならぬ⁽⁵⁷⁾。ここで国家が提供すべきとされる「援助」とは、基本的には自助の精神をもった市民の労働を保障するためのものであって、恭順と引き換えに与えられる温情主義的な保護ではない。

では、ウルストンクラフト自身の国家観はどのようなものであったのか。『フランス革命論』(一七九四年)の冒頭、社会進歩の展望を示しながら、彼女は次のように述べている。「自然が、ある者に他よりも強い身体と精神の力を与え、人間を不平等につくった以上、政府の目的とは、弱者を保護することによって、この不平等をなくすことであるべきだ」⁽⁵⁸⁾。政府が特定の者に保護を与える必要性を論じている点で、この言明は、L. R. の議論に共鳴するようにも聞こえるかもしれない。

しかしながら、ウルストンクラフトの国家像には、労働者の自助努力の喚起という課題はさしあたり現れない。弱者の保護という問題が言及されるのは、強者の野心の抑制という目的との関わりにおいてのみである。彼女によれば、「政府の主たる本分とは……この『弱者と強者の』バランスを保ち、諸個人の能力あるいは富が全体の均衡を突き崩さないようにすることである」⁽⁵⁹⁾。より正確に言うならば、彼女が政府に望むのは、不平等の廃棄というよりも、強者の暴政という秩序破壊の芽を摘むことである。ここで政府が提供すべきとされる保護とは、能力ある強者に存在を脅かされる弱者を守ることをその目的としている。だが、こ

うした政府の位置づけは、L. R. の議論で示されたような、人びとの労働意欲を前提とした政府のあり方とは重なり合わないように見える。

この点に関して、そもそも考えなければならないのは、「弱者」や「貧民」の保護を論じる際に、ウルストンクラフトがどの程度まで自覚的に温情主義に代わる発想を求めていたのかという問題である。すでに見たパーク批判に明らかにように、彼女は貧民を見下すような姿勢には断固として反対の態度を示したが、他方、その同じ『人間の権利の擁護』に描かれた理想社会には、労働する貧民を「父親のように」見守る保護者の姿がある⁽⁶⁰⁾。こうした社会像は、独立した勤労生活を労働者に求めるL. R. の発想と結びつけて考えることが難しい。では、ウルストンクラフトとL. R. との間のこのような発想のズレは、両者が同一人物であるとする想定を決定的に不可能にするものなのか。

(四) 女性の「独立」

だが、ここで指摘しておきたいのは、ウルストンクラフトの思想の折衷的性格である。事実、女性の「独立」に関わる彼女の議論を見ていくと、そこにL. R. と近い発想を

見出すのは決して難しいことではない。

言うまでもなく、市民としての女性の独立という問題は、彼女にとって最大の関心事であった。『女性の権利の擁護』で述べられるところによれば、女性は「夫が生きている間、自分の生計のために夫の恵みに依存してはならないし、夫の死後にも扶養に頼ってはならない」⁽⁶¹⁾。さらに彼女は、「女性に関する法律が、男性とその妻というひとつの馬鹿げた単位をつくっている」ことにも異議を申し立てる⁽⁶²⁾。

これらの言明からは、女性にたいして、家庭内の地位に甘んじることも、また他者からの保護を期待することもなく、自力で独立を果たすことを促す意図を読み取ることができそうである。このような読み方をすれば、L. R. の論文に、市民が「彼自身の勤労」によって「彼とその家族のための」生活を支えるべきとする記述がある点、つまり、夫による妻の扶養を自明視するかのような姿勢が見られる点は、彼女の思想との大きな断絶を示すものにも思われるかもしれない⁽⁶³⁾。

しかし、夫にたいする妻の依存状態を批判する際、ウルストンクラフトは次のことを論じている。すなわち、第一に、もしもその妻が「市民的義務を果たしているならば、

彼女は市民法による個人的な保護を欠いていてはならない」こと、第二に、「現状では、妻は夫にたいして忠実であつても、子どもを保育しても教育してもいないのだから……市民という名前を得る権利もない」ことである⁽⁶⁴⁾。つまり、彼女によれば、市民としての女性には、子どもの養育や教育といった母としての義務があり、また、その義務を果たす限り、「市民法の保護」を受ける権利がある。

ここでは、同時代のフランスやアメリカで影響力をもった「共和国の母」という女性の理想像が想起されてよいであろう⁽⁶⁵⁾。ウルストンクラフトは明らかにこの発想を受け継ぎながら、家庭内での母親の仕事を「公的」な貢献として高く評価していた。そして、「自らの立場に伴う義務を果たす人間は独立している」とする彼女の見方によれば、家庭で母親としての義務を果たす女性こそ、「独立」した市民であり、さらにまた、「市民法の保護」を受けるべき存在でもある。つまり、裏返して言えば、彼女にとって批判されるべきなのは、「独立」の意志を欠き、妻や母としての義務を果たさない女性であり、また同時に暗黙のうちに、義務を忠実に果たす女性にたいして、正当な「保護」を与えない国家でもある⁽⁶⁷⁾。

こうして見ると、女性に義務の遂行、すなわち「独立」を求め、その自助努力をひとつの条件として、国家に「保護」を提供させようとする発想は、L. R. のそれとほぼ異なるところがない。そしてまた、ウルストンクラフトが家庭内の仕事を女性の重要な義務とみなしている以上、彼女の家族観とL. R. のそれとの間に、大きな相違は見られないことになる。つまり、確かにウルストンクラフトは、明示的に労働者の独立支援という観点から国家による保護の役割を論じてはいないが、しかし、女性の独立を展望する際の彼女の議論を見る限り、そこには、L. R. が示したような国家観、すなわち、勤労や独立の意志と引き換えに人びとに保護を提供する国家のあり方を志向する発想が含まれている。

(五) 改革主義の潮流

さらにつけ加えるならば、ウルストンクラフトとL. R. の主張の間には、これらの点以外にも、いくつかの共通性が認められる。第一にあげられるのは、現状の「腐敗」認識と、それを取り除く方策についての見方である。L. R. が、慈善団体の理事選出を、下院選挙の票稼ぎの手段とみ

なしていたことはすでに述べた。『人間の権利の擁護』ではウルストンクラフトも、下院議員が「賄賂づくの投票」によって不当に影響力を獲得していることを批判する。⁽⁶⁹⁾ 両者にとって、こうした政治状況は「腐敗」以外の何ものでもない。だが、その害悪の除去のために両者が求めるのは、革命のような政治的大変化よりもむしろ、知識の普及に伴う「平和的」抵抗ないし「漸進的」改革であった。⁽⁶⁹⁾ 両者はともに普通選挙制度に言及しはするものの、⁽⁷⁰⁾ それ自体を喫緊の課題としている様子はあまり見られない。

そして、第二の共通点として、「ミドル」であることを誇る言説があげられる。ウルストンクラフトが『女性の権利の擁護』で、「ミドルクラス」の女性を「最も自然な状態」にあると論じていることはよく知られている。⁽⁷¹⁾ 彼女はさらに、「低俗^{ウルガ}」という語を「金持ち」と「貧民」の両者にたいして用いるとも宣言している。⁽⁷²⁾ 他方、L. R. もまた慈善団体の理事の不正を批判するにあたって、「人類のより高い階層の人びとの振る舞いを論じる際に、より低い階層の人びとの振る舞いにたいして用いるときよりも温和な言葉を使う」ことの誤りを指摘する。⁽⁷³⁾ つまり、両者が自らに与えるのは、貧民と金持ちのいずれにたいしても公正か

つ批判的な態度を取りうる「中間」的位置である。⁽⁷⁴⁾

ただし、言うまでもなく、たとえ L. R. とウルストンクラフトの主張の間にいくつかの共通点が認められるとしても、それらが両者のみに限られた特異な類似性であることを立証するのは不可能に近い。両者の主張は、旧来の温情主義的支配とは異なる合理的で効率的な社会秩序のあり方を模索した、中間層を主体とする穏健な改革主義の流れに位置づけることができるが、同時代におけるこの潮流の中で、両者のテキストが共有する特徴にとりたてて新奇な点は見られない。テキストを検討の対象にする限り、ここで論じることができるのは、L. R. とウルストンクラフトが、同種の言論状況下で、似通った政治姿勢をもって執筆活動を行っていたことのみであって、それ以上のことではない。実際、テキストを離れて伝記的事実に立ち戻ると、ウルストンクラフトが L. R. でありえた可能性を閉ざすかに見える事情は確かに存在する。L. R. の論考が『キャビネット』に載った九五年中、ウルストンクラフトは年の半分以上の期間に渡ってイギリスを離れ、三月まではフランスに滞在し、帰国後まもない六月から一〇月にかけては北欧へ旅行に出かけていた。しかも、この間の彼女は、当時の

恋人であったギルバート・イムレイ (Gilbert Inlay, ? 1754-1828) との関係に苦しみ、五月と一〇月の二度にわたって自殺を試みてさえいる。

したがって、次に論じなければならないのは、果たして九五年という特定の時期に、彼女がノリッジで出版された『キャビネット』に寄稿しえたのかという問題である。三では、彼女をとりまくロンドンのサークルと、『キャビネット』出版に関わったノリッジの人びとのネットワークに光を当て、両者の間に接点が存在する可能性について考察する。

(続く)

(1) Eileen Janes Yeo (ed.), *Mary Wollstonecraft and 200 Years of Feminisms*, Rivers Oram Press, 1997, p.1.
(永井義雄・梅垣千尋訳『フェミニズムの古典と現代——甦るウルストンクラフト』現代思潮新社、二〇〇二年、七頁。)

(2) E.P. Thompson, *The Making of the English Working Class*, Victor Gollancz, 1963, p.142.

(3) トムソンはこうした視点からのウルストンクラフト研

榮を企図してゐた。E. P. Thompson, *The Romantic: England in a Revolutionary Age*, ed. by Dorothy Thompson, The New Press, 1997, pp.223-25.

(4) 『キャロネット』の最も詳しい研究として David Chandler, *Norwich Literature 1788-97: A Critical Survey*, unpublished Ph.D., University of Oxford, 1997.

(5) Penelope J. Corfield, 'The Case of *The Cabinet*: Did Mary Wollstonecraft join the Norwich radicals?', *Times Literary Supplement* 21 March 1997: 11-12. 1) 『ロビンソン・成集』2) Penelope J. Corfield and Chris Evans (eds.), *Youth and Revolution in the 1790s: Letters of William Pittson, Thomas Amyot and Henry Crabbe Robinson*, Alan Sutton, 1996.

(6) ウルストンクラフトの著述活動に関する日本語での研究としては、水田珠枝『女性解放思想史』筑摩書房、一九七九年、白井厚・堯子『女性解放論集』廣成通信、一九八二年。

(7) 本稿で参照する主な伝記として、ちしあたり次のものをあげておく。William Godwin, *Memoirs of the Author of A Vindication of the Rights of Woman* (1798), in Rich-

ard Holmes (ed.), *A Short Residence in Sweden, Norway and Denmark and Memoirs of the Author of 'The Rights of Woman'*, Penguin, 1987 (白井厚・堯子訳『メアリ・ウルストンクラフトの思い出——女性解放思想の先駆者』未来社、一九七〇年)、Claire Tomalin, *The Life and Death of Mary Wollstonecraft*, Harcourt Brace Jovanovich, 1974 (小池和子訳『メアリ・ウルストンクラフトの生と死』勁草書房、一九八九年); Gary Kelly, *Revolutionary Feminism: The Mind and Career of Mary Wollstonecraft*, St. Martin's Press, 1992, Janet Todd, *Mary Wollstonecraft: a revolutionary life*, Weidenfeld & Nicolson, 2000.

(8) クレスウィックは「社儀作法本」を数多く著した実在の人物である。

(9) Godwin, *op. cit.*, p.226 (白井訳、六四頁); Charles Keegan Paul, *William Godwin: His Friends and Contemporaries*, 2 vols, Henry S. King, 1876, vol.1, p.193.

(10) 『アナリティカル・レビュー』の詳しい研究として、Andrea A. Engstrom, *Joseph Johnson's Circle and the Analytical Review: a study of English Radicals in the*

late eighteenth century, unpublished doctoral thesis, University of Southern California, 1986.

- (11) Godwin, *op.cit.*, p.226. (白井記'六五頁')
- (12) Ralph Wardle, 'Mary Wollstonecraft, Analytical Reviewer', *Publications of the Modern Language Association* 62 (December 1947): 1000-09.
- (13) Janet Todd and Marilyn Butler, 'Editorial Policy', in Todd and Butler (eds.), *The Works of Mary Wollstonecraft*, 7 vols, William Pickering, 1989, vol.1, pp.29-30; Janet Todd, 'Prefatory Note to Contributions to the *Analytical Review*', in *Works*, vol.7, pp.16-18.
- (14) Todd, 'Prefatory Note', p.18.
- (15) 詳しくは次のものを参照。バネロブ・J・コーンフィールド「ノリッチ」(唐澤達之訳)、『比較都市史研究』一三巻一号(一九九四年)；Penelope J. Corfield, *The Impact of English Towns 1700-1800*, Oxford University Press, 1982. (坂巻清・松塚俊三訳『イギリス都市の衝撃 一七〇〇—一八〇〇年』三嶺書房、一九八九年。)
- (16) Penelope J. Corfield, *Towns, Trade, Religion and Radicalism: The Norwich Perspective on English His-*

tory, Centre for East Anglia Studies, University of East Anglia, 1980, pp.29-34.

- (17) C.B. Jewson, *The Jacobin City: A Portrait of Norwich and its Reaction to the French Revolution 1788-1802*, Blackie & Son, 1975.
- (18) ヘリマンの「急進性」を強調する従来の見方にたいして批判を述べ、Chandler, *op.cit.*, pp.3-6
- (19) Corfield, *Towns*, p.33.
- (20) Albert Goodwin, *The Friends of Liberty: The English Democratic Movement in the Age of the French Revolution*, Harvard University Press, 1979, pp.148-49.
- (21) Corfield, *Towns*, pp.27-29; Jewson, *op.cit.*, p.x.
- (22) 主なものとし、松塚俊三「イギリス近代の地域社会と『第二の科学革命』——ニューカースル文芸・哲学協会をめぐって」『史学雑誌』九八編九号(一九八九年)；長谷川貴彦「イギリス産業革命期における都市ミドルクラスの形成——パーミングカム総合病院 一七六五—一八〇〇年」『史学雑誌』一〇五編一〇号(一九九六年)；岩間俊彦「産業革命期リーズの都市エリート」一七八〇—一八二〇——名望家支配からミドルクラス支配へ」『社会経済史学』六

三巻四号(一九九七年)。

(23) Goodwin, *op.cit.*, p.151.

(24) John and Edward Taylor, *History of the Octagon Chapel, Norwich*, Charles Green, Hackney, 1848. *Jewson, op.cit.*, ch.11; Kathleen Wilson, *The Sense of the People: Politics, Culture and Imperialism in England, 1715-1785*, Cambridge University Press, 1995, pp.404-83.

(25) Raymond Williams, *Keywords: A Vocabulary of Culture and Society* (revised ed.), Oxford University Press, 1983, p.94. (岡崎康一訳『キイワード辞典』晶文社、一九八〇年、一四—一六頁)°

(26) たとえば、アミューズメントチェーンの手帳 (Corfield and Evans, *op.cit.*, pp.82, 84) を参照。

(27) 『キャベネット』関係者の伝記的情報については、Chandler, *op.cit.*, Appendix 1 を参照。

(28) ケンブリッジ大学では、学位取得時に三九箇条の国教会信仰への宣誓が義務づけられていた。

(29) ペネロピ・J・コーフィールド「イギリス・ジェントルマンの論争多き歴史」(松塚俊三・坂巻清訳)『思想』八七三号(一九九七年)°。

(30) 詳しくは、Chandler, *op.cit.*, Appendix 2 を参照。

(31) 収録版は、分冊版を再度、組み直したものである。

(32) 『キャベネット』に掲載された記事のリストについては、Corfield and Evans, *op.cit.*, Appendix 3 を参照。

(33) *Ibid.*, pp.187-88.

(34) Walter Graham, 'The Authorship of the Norwich Cabinet, 1794-95', *Notes and Queries* 162 (April 23, 1932): 294-95. ベンジャミンは「G・ホイラー」であると云々 (Goodwin, *op.cit.*, p.376)°

(35) 確かにアルダーマンの名前は、正しく「現在の『ヤス・ホーナー』」と書かれています° Graham, *op.cit.*, p.295.

(36) DNB 各条の伝記を参照。Cecilia Lucy Brightwell, *Memorials of the Life of Amelia Opie, selected and arranged from her letters, diaries, and other manuscripts*, Fletcher & Alexander, 1854; Janet Ross, *Three Generations of English Women: Memoirs and Correspondence of Susannah Taylor, Sarah Austin, and Lady Duff Gordon*, T. Fisher Unwin, 1893.

(37) Graham, *op.cit.*, p.295.

- (38) この書き込みの内容は、Jewson, *op.cit.*, pp.58-61 に記されているが、一九九四年八月の火災によって、原本は焼失した。Corfield and Evans, *op.cit.*, p.188.
- (39) Chandler, *op.cit.*, pp.267-68; Corfield and Evans, *op.cit.*, p.82.
- (40) Jewson, *op.cit.*, p.50.
- (41) Corfield and Evans, *op.cit.*, pp.78-79, 90, 96, 117.
- (42) “ミナバーニ”に言及した箇所を引く。ただし、*Ibid.*, pp.79-80, 82.
- (43) L.R., ‘On Public Charities’, *The Cabinet. By A Society of Gentlemen* 3 vols, Norwich: J. March, 1795, vol. 3, p.303.
- (44) *Ibid.*
- (45) *Ibid.*, p.304.
- (46) 「慈善信託」は、遺産によって設定された寄金をもとに、その受託者が運営するものであり、寄付者自身が篤志協会の構成員となる「寄付による慈善」とは、運営上、性格を異にする。十八世紀の慈善活動について詳しくは、金澤周作「近代英国におけるフィランソロピー」『史林』八三巻一号（二〇〇〇年）。
- (47) L.R., *op.cit.*, p.306.
- (48) *Ibid.*, p.307.
- (49) *Ibid.*, p.308.
- (50) Mary Wollstonecraft, *Letters Written during a Short Residence in Sweden, Norway and Denmark* (London: J. Johnson, 1796), in *Works*, vol.6, p.337.
- (51) Mary Wollstonecraft, *A Vindication of the Rights of Men, in a Letter to the Right Honourable Edmund Burke* (London: J. Johnson, 1790), in *Works*, vol. 5, p.11.
- (52) Wollstonecraft, *Rights of Men*, pp.23-24.
- (53) Mary Wollstonecraft, *A Vindication of the Rights of Woman: with Strictures on Political and Moral Subjects* (London: J. Johnson, 1792), in *Works*, vol.5, p.140. (白井亮子訳『女性の権利の擁護』未来社、一九八〇年、一三六頁。)
- (54) Mary Wollstonecraft, *The Wrongs of Woman: or, Maria* (London: J. Johnson, 1798), in *Works*, vol.1, p.111. (川津雅江訳『女性の虐待 あるいはマリヤ』あばろん社、一九九七年、六一―一二頁。)
- (55) *Ibid.*, pp.117-18. (川津訳、七七頁。)

- (56) *Ibid.*, p.119. (川津訳'ハ〇—ハ二頁。)
- (57) L.R., *op.cit.*, p.304.
- (58) Mary Wollstonecraft, *A Historical and Moral View of the Origin and Progress of the French Revolution; and the Effect it has Produced in Europe* (London: J. Johnson, 1794), in *Works*, vol.6, p.17.
- (59) Wollstonecraft, *French Revolution*, p.18.
- (60) こうした矛盾については、拙稿「メアリ・ウルストンクラフトにおける平等の希求——一七九〇年代イングリッシュの『革命論争』とどう文脈から」『一橋論叢』一二三巻一二号(二〇〇〇年)を参照。
- (61) Wollstonecraft, *Rights of Woman*, p.216. (白井訳'二七六頁。)
- (62) *Ibid.*, p.215. (白井訳'二七五頁。)
- (63) L.R., *op.cit.*, p.303.
- (64) Wollstonecraft, *Rights of Woman* p.216. (白井訳'二七六頁。)
- (65) 以下の経緯については、Jane Rendall, *Origins of Modern Feminism: Women in Britain, France and the United States, 1780-1860*, Macmillan, 1985, ch.2, Joan B. Landes, *Women and the Public Sphere in the Age of the French Revolution*, Cornell University Press, 1988, pp. 129-38 ウルストンクラフトの思想を共和主義の伝統と関わりで論じたものと、拙稿「メアリ・ウルストンクラフトの『愛国心』『社会思想史研究』二六号(二〇〇一年秋刊行予定)。
- (66) Wollstonecraft, *Rights of Woman*, p.216. (白井訳'二七五頁。)
- (67) ウルストンクラフトを含む一七九〇年代のシャロバン小説家が温情主義的な保護をいかに描いたかについては、次の論考が示唆的である。Mary Nyquist, 'Wanting Protection: Fair Ladies, Sensibility and Romance', in Yeoo (ed.), *op.cit.* (永井・梅垣訳'前掲書 第四章に所収。)
- (68) Wollstonecraft, *Rights of Men*, p.21.
- (69) 「漸進的」変化を求める記述としては、たとえば、Wollstonecraft, *French Revolution*, p.166.
- (70) 代表制を問題とした記述としては、Wollstonecraft, *Rights of Woman*, p.217. (白井訳'二七八頁。)
- (71) Wollstonecraft, *Rights of Woman*, p.175. (白井訳'二七六頁。)

(79) メアリ・ウルストンクラフトは『キャビネット』に寄稿したか?〈前〉

(72) Wollstonecraft, *Rights of Men*, p.16; idem, *Rights of*

Woman, p.244. (白井訳『三三三』)

(73) L.R., *op.cit.*, pp.307-8.

(74) 言説上で構成される「ミドル」クラスに関する議論と

して参考になるのは Dror Wahrman, *Imagining the Mid-*

dle Class: The Political Representation of Class in Brit-

ain, c.1780-1840, Cambridge University Press, 1995.

二〇〇二年三月二日受稿
二〇〇二年四月二〇日レフェリーの審査
をへて掲載決定
(一橋大学大学院博士課程)